

大阪市東成区告示第 43 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により認可した地縁による団体について、同条第 11 項の規定による告示事項の変更に係る届出があったので、同条第 10 項の規定に基づき告示する。

令和 6 年 5 月 1 日

大阪市東成区長 御 栗 一 智

地縁による団体の名称 大阪市東成区宝栄連合東今里第一町会

及び事務所の所在地 大阪市東成区東今里 1 丁目 2 番 21 号

1 変更があった事項及びその内容

変更があった事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	松井 克記 大阪市東成区東今里 1 丁目 7 番 10 号	池田 宗治 大阪市東成区東今里 1 丁目 2 番 21 号

2 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

3 変更の理由

東成区宝栄連合東今里第一町会会長の交代による

(東成区役所市民協働課)